

情報公開および個人情報
保護審査会条例の解釈運用

第7条 審査会の調査権限

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求のあった決定等に係る公文書または自己情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開または自己情報の開示を求めることができない。
- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求のあった決定等に係る公文書に記録されている情報または自己情報の内容を審査会の指定する方法により分類または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）または実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、審査のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めたものである。

【説明】

1 第1項関係

本項は、いわゆるインカメラ審査手続を定めたものである。

実施機関の行った公開決定等の判断が妥当かどうか、非公開情報が当該公文書または自己情報に記載されているか、部分公開の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするため、公開決定等の判断がなされた公文書を審査会が直接見分することができる権限を審査会に認めたものである。

このインカメラ審査は、審査会の内規に基づき既に行われている手続であるが、審査会の適正な判断を担保する上で重要な機能を果たしているため、条例事項として明記したものである。

2 第2項関係

本項は、実施機関は、審査会が必要であると認めるときには、公開決定等に係る公文書または自己情報の提示の求めを拒むことができないことを規定したものである。

3 第3項関係

審査請求のあった公開決定等に係る公文書等の量が多く、複数の非公開情報が複雑に関係する事案などの審査では、争点を明確にし審査を促進する上で、審査請求のあった公開決定等に係る公文書等に記録されている情報の内容を分類または整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効な方法である。そこで本項では、審査会が必要と認めるときは、実施機関に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成するよう求めることができることを定めたものである。

4 第4項関係

本項は、審査請求事案の審査に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審査やヴォーン・インデックスの提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述を求めたり、その他必要な調査をすることができることを定めたものである。

- (1) 「その知っている事実」とは、参加人（適当と認める者）自らが直接見分または経験した事実であって、その者の持つ意見ではない。
- (2) 「その他必要な調査」とは、例えば、実施機関に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求あるいは審査会が審査するために必要な実地調査を行うことなどが考えられる。

【運用】

1 インカメラ審査手続における公文書の提示

審査会は、事案の審査に当たり、通常の場合は、当該公文書等を直接見分した上で判断することとなる。

しかし、個人情報や犯罪捜査情報などのように、情報の性質や内容に応じて特別の考慮を必要とするものについては、審査会は、実施機関から必要な説明を聴き、当該公文書を提示することによって生じる支障の内容および程度を的確に把握し、諮問に関する説明の要求その他の方法による調査を十分に行った上で、当該公文書の提示を求める必要性について判断することになる。

2 審査会への資料の提出（ヴォーン・インデックス）

実施機関は、審査会から審査請求のあった公開決定等に係る公文書等に記録されている情報を分類整理した資料の要求があった場合は、情報公開課と調整の上、これを提出するものとする。

第8条 意見の陳述

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により意見を述べる審査請求人または参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めたものである。

【説明】

1 第1項関係

本項は、書面審査の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したものである。

(1) 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」の意味

審査会は、請求があったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるとき、同一の公文書の公開・非公開の判断の先例が確立しているときなどは、事案の迅速な解決と審査会全体の審査の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はないことになる。

2 第2項関係

「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、専門知識をもって審査請求人または参加人を援助できる第三者である。

補佐人は、事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができるが、その立場は審査請求人または参加人の発言機関にすぎないと解されている。

「審査会の許可」については、審査会の判断に委ねられるが、審査請求人または参加人の精神的・身体的状況から判断して審査の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されることとなる。

なお、実施機関については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

【運用】

審査会の運営に関する内規において、補佐人の数は原則として3人以内となっている。

第9条 意見書等の提出

- 第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。
- ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書または資料が提出された場合は、審査請求人等（当該意見書または資料を提出したものを除く。）にその旨を通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書または資料の提出権と審査会の通知義務を定めたものである。

【説明】

1 第1項関係

本項は、第8条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定である。

- (1) 「意見書」とは、事案についての審査請求人等の意見を記録した文書をいう。また、「資料」とは、口頭意見陳述または意見書の内容を裏付ける文書その他のものをいう。
- (2) 意見書または資料の提出期限については、いつ提出してもよいということでは審査が遅れることになりかねないため、審査の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときは、その期限内に提出しなければならない。

当該期限を過ぎてから提出された意見書または資料については、審査会の審査対象として用いるかは審査会の判断に委ねられる。

2 第2項関係

本項は、審査請求人等が第10条の規定により審査会へ提出された意見書または資料の閲覧等を求めることができるが、意見書等が提出されたかどうかは審査請求人等には分からないので、意見書等が提出された場合、審査会は審査請求人等にその旨を通知する義務を負うことを規定したものである。

第 10 条 提出資料の閲覧等

- 第 10 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書または資料の閲覧または複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧または複写を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧または複写について、その日時および場所を指定することができる。

【趣 旨】

本条は、審査会に提出された意見書等の閲覧および複写を審査請求人等の権利として認めるものである。

【説 明】

本条は、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としており、行政不服審査法第 38 条にならい、職権主義の手續の中に当事者主義的要素を入れたものである。

1 第 1 項関係

- (1) 「審査会に提出された意見書または資料」とは、第 7 条第 3 項の規定により審査会が実施機関に作成および提出を求めた「資料」、同条第 4 項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書または資料」および第 9 条第 1 項の規定により審査請求人等が提出した「意見書または資料」をいう。

なお、公開決定等に係る公文書が審査会に提出されていても、当該公文書はその公開の是非が争われているのであり、審査会の審査手續において当該公文書の閲覧等を求めることは当然できない（第 7 条第 1 項）。

- (2) 本条の閲覧・複写請求権は、審査会の審査手續における主張・立証の便宜のために認められたものであるので、審査会の答申後は、閲覧等を求めることはできない。
- (3) 「第三者の利益を害するおそれがある」とは、審査会に提出された意見書または資料に、個人または法人に関する情報が記録されており、当該意見書等の閲覧または複写を認めることにより、当該個人または法人の権利利益を害するおそれがある場合をいう。
- (4) 「その他正当な理由があるとき」とは、審査会に提出された意見書または資料が公にされることにより、行政運営上支障が生じる情報が記録されている場合、あるいは、審査会の終結段階に至った時点での本項による閲覧等の申出は、これに基づき意見書の提出が仮になされた場合最初から議論をやり直す結果となり、審査会の審査運営に支障をきたすおそれがあるので、このような場合には「正当な理由があるとき」とし

て拒否することができる」と解される。

2 第2項関係

審査会は、第1項の規定により意見書等を閲覧または複写させるときは、事案の審査に支障が生じないように、その日時および場所を指定することができる。

ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

【運用】

1 意見書または資料に第三者に関する情報が記録されている場合の対応

本条例による審査請求手続は、公文書の公開決定等の是非が問題となっていることから、本条による閲覧または複写を認めることにより、非公開情報が公開されることのないように留意する必要がある。

このため、審査会は、閲覧等の求めがあった場合は、必要により、当該意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聞き、閲覧等を拒むべき合理的な理由があるかを判断する。

2 審査請求人等の氏名等の取扱い

閲覧等を求める者が審査請求人等に限定されることから、審査請求人等の個人名等は必ずしも非公開にする必要はない。

第 11 条 答申書の送付

第 11 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、審査会が答申をしたときは、審査請求人および参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。

【説 明】

審査会が実施機関に答申した場合には、現在、審査会の内規に基づき、速やかに答申書の写しを審査請求人に送付している。

答申書は、今後、行政訴訟を行うか否かの重要な判断材料であるので、条例事項として
いる。

審査会は、答申を行った場合は、答申書の写しを速やかに送付することが適当である。
なお、答申は実施機関に対してなされるものであるので、答申書は当然に実施機関に送付
される。

また、公開請求権制度の要とも言える審査会の答申は、その説明責任の観点からも公に
されるべきものであるため、「区民情報ひろば」で一般の閲覧に供するとともに、区ホーム
ページに掲載している。

ただし、答申書には、審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含ま
れるので、当該部分を除いた答申の内容を公表している。

第 15 条 罰則

第 15 条 第 13 条第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または 300,000 円以下の罰金に処する。

【趣 旨】

本条は、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めたものである。

【説 明】

審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。

改正された審査会条例は、インカメラ審査や調査権を新たに設けることにより審査会の権限の強化を行ったので、その均衡を保つ必要がある。また、審査会は、非公開決定等の公文書を直接見分し、個人のプライバシーや企業秘密など非公開情報に該当するか否かを審査し、公開決定等の適法性あるいは当・不当について判断することとなるため、審査会への区民の信頼性を確保することが大切である。

このため、従来から審査会条例において委員の守秘義務を規定しているが、この度の改正において、上記の観点を実効あるものとするため、守秘義務に違反した場合には罰則を課することとした。

罰則の内容については、情報公開法、地方公務員法その他地方公務員の守秘義務違反の罰則を規定している特別法を総合的に勘案し、合理的なものとした。

